

京都市告示第507号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和7年11月27日

京都市長 松井孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
浅井 優博	ひなたぼっこ鍼灸・整骨院	北区紫野上御所田町54	令和7年10月1日
畠野 富美	ケアネ訪問鍼灸マッサージ	中京区三条通烏丸東入梅忠町20-1 烏丸アネックス708	令和7年10月22日
谷村 和哉	和京治療院	南区唐橋堂ノ前町15-1 プレアール西大路401	令和7年10月23日
安藤 あゆ美	桂東洋鍼灸整骨院	西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令和7年10月21日
河見 翔輝	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山 65-3 クレスビル1F	令和7年10月27日
織部 凱	リーフマッサージ治療院 北大阪本院	大阪府箕面市彩都粟生南 5-18-14	令和7年10月10日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）